- 令和5年8月24日 -- 例規甲(交規企)第41号 -

道路使用許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第77条に規定する道路の使用の許可(以下「許可」という。)について必要な事項を 定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 許可の対象

許可の対象は、法第77条第1項各号に掲げる行為で、次のものとする。

- (1) 第1号に該当するもの(以下「1号許可」という。)
 - ア 道路工事等 道路の新設、維持、修繕、清掃、改良等の工事又は作業
 - イ 管路埋設工事 水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、ケーブル等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事若しくは作業及びこれらのものを収容する共同溝、ケーブルボックス等を埋設し、又はその保守管理を行う工事等
 - ウ 跨道橋等工事 跨道(線)橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業
 - エ 架空線作業 電気、電話、有線放送、CATV等の架空線及びその附属物の 設置並びに保守管理に伴う工事又は作業
 - オ マンホール作業 マンホールを使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業その他道路の地下における工事又は作業
 - カ ゴンドラ作業 道路上空において、つり足場、ゴンドラを使用して行う工事 又は作業
 - キ 測量等作業 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業
 - ク 搬出入作業 道路外で行う工事若しくは作業の一部が道路に及ぶもの又は交 通の妨害となるような方法で工事若しくは作業の資器材、車両等を搬出入する もの
 - ケ その他道路を使用して行う工事又は作業
- (2) 第2号に該当するもの(以下「2号許可」という。)
 - ア 石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類するものの設置
 - イ 公衆電話ボックス及び郵便ポストの設置
 - ウ 電柱、ケーブル柱等の設置
 - エ 街路灯、道路照明等の設置(道路管理者設置のものを除く。)
 - オ 消火栓及び給水栓並びに消火栓、消防水利及び消防用防火水槽の標識その他

これに類するものの設置

- カ 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の設置
- キ 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置
- ク アーチ等の設置
- ケ 舞台、やぐら等の設置
- コ 建築作業用工作物の設置
- サ 立看板、掲示板その他の広告板の設置(ガードレール、立木等に単に結わえ ただけの捨て看板の類は含まない。)
- シ その他道路上又は道路の上空におけるアからサまでに類する工作物の設置
- (3) 第3号に該当するもの(以下「3号許可」という。)
 - ア 露店(簡易な施設を設け、又は屋外の特定の場所を使用して物品を販売し、 若しくは飲食を提供するものをいう。)
 - イ 屋台店(簡単に移動できる施設で飲食を提供するものをいう。)
 - ウ 商店が臨時に出す商品の陳列棚及び商品台
 - エ その他アからウまでに類するもの
- (4) 第4号に該当するもの(以下「4号許可」という。)

山梨県公安委員会が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を 図るため必要と認めた次に掲げるもの

- (ア) 道路において祭礼、記念行事、式典、競技会、仮装行列、パレードその他 これに類する催し物をすること。
- (4) 道路においてロケーション、撮影会又は街頭録音会をすること。
- (ウ) 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等し、又は拡声器、 ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (エ) 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (オ) 道路において旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝をすること。
- (カ) 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目をひくような特異な装飾その他の 装いをし、又は楽器、拡声器等を使用して道路を通行し、広報宣伝をするこ と。
- (キ) 交通の頻繁な道路において広告又は宣伝のため印刷物を道路に散布すること。
- (ク) 道路において集団行進すること。
- (ケ) 交通の頻繁な道路において寄附、署名、物の販売又は交付をすること。
- (1) 道路において拡声器、ラジオ、映写機等を備え付けた車両により放送又は 映写をすること。

(サ) 道路において、別記の第5に定める搭乗型移動支援ロボットの実証実験、 第6に定める自動運転の実証実験又は第7に定める歩道走行型ロボットの実 証実験をすること。

第3 許可申請者

許可を申請する者は、次のとおりとする。

- (1) 1号許可の申請者は、現実に工事又は作業に従事する者ではなく、工事若しく は作業を行おうとする者(意思の主体)又は当該工事の請負人である者とする。 ただし、意思の主体等が法人である場合は、その代表者とする。
- (2) 2号許可、3号許可及び4号許可の申請者は、単に機械的に当該行為に従事する者ではなく、当該行為を行おうとする意思の主体又は当該行為全般について管理責任を有する立場にある者とする。ただし、意思の主体等が法人である場合は、その代表者とする。

第4 申請の受付

1 事前相談の取扱い

許可申請の受理前に、許可の申請をしようとする者からの事前相談に応じ、許可行為(道路管理者から協議があった場合を含む。以下同じ。)の計画段階から、その実施方法、交通誘導方法、必要な安全対策等について指導し、又は助言することは交通管理上極めて有益なことであり、適切な業務を推進する観点からも必要なことではあるが、行政手続法(平成5年法律第88号)が求める行政庁の許認可事務の適正及び透明性を逸脱し、相手方への強制並びに指導又は助言に従わないことを理由とする不利益な取扱い等をすることがあってはならない。

2 申請書の提出先

(1) 申請書の提出先

申請書の提出は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長又は交通 部高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)に対し行うものとする。

(2) 提出先の特例

ア 二以上の警察署長等の管轄にわたる場合

許可行為に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長等の管轄にわたるときは、原則として出発地又は主たる場所を管轄する警察署長等に対し行うものとする。

イ 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

許可行為が二以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理する警察署長等に対し行うものとする。この場合、当該許可に係る行為が他県から及ぶ場合は、原則として最初に入県することとなる場所を管轄する警察署長等に対し行うものとする。

3 提出書類

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第10条第2項に定める様式とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は、2部とする。

(3) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、簡易な道路使用については、一部を省略することができる。

- (ア) 1号許可
 - a 当該申請に係る工事等の場所の位置図及びその周辺の見取図
 - b 当該工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図
 - c 当該工事等の方法及び形態を具体的に説明する資料(図面、設計図、計画書等)
 - d 当該工事等を行うため道路の一車線以上を使用する場合については、当 該道路及びその周辺道路の状況並びに交通量調査結果を記した書面
- (イ) 2号許可
 - a 当該申請に係る工作物の設置をしようとする場所の位置図
 - b 当該申請に係る工作物の設置状況を示す見取図(平面図、正面図及び側面図)
 - c 設置しようとする工作物の設計書及び図面
 - d 当該工事等を行うため道路の一車線以上を使用する場合については、当 該道路及びその周辺道路の状況並びに交通量調査結果を記した書面
- (ウ) 3 号許可
 - a 当該申請に係る露店、屋台店その他これらに類する店(以下「露店等」 という。)を出す場所及びその周辺の見取図
 - b 露店等の形態を記載した図面
- (エ) 4号許可
 - a 当該申請に係る道路使用の計画書
 - b 当該申請に係る道路使用の対象となる道路、コース及びその周辺の見取 図
 - c 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面

4 申請書の受理

警察署長等は、申請書の提出を受けた場合は、次の事項について慎重な点検を行った上、これを受理するものとする。

- ア 申請者は、当該許可行為についての実質的責任者であるか。
- イ 申請内容は、許可対象行為であるか。
- ウ 申請書は所定の様式を使用し、記載事項は充足しているか。
- エ 道路使用の目的、場所、区間、経路等が適切であるか。
- オ 申請に必要な添付書類が具備されているか。

5 関係者との協議

- (1) 道路使用行為に係る場所が他の警察署長等の管轄に及ぶときは、関係警察署長等と事前に協議又は連絡若しくは通報を確実に行い、許可取扱いに食い違いが生じないようにすること。
- (2) 許可の申請に係る行為が、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定を受けるものであるときは、当該道路の管理者に対し道路占・使用許可協議書(第1号様式)により協議を行い、双方の意思合意に基づく許可を行うものとする。

第5 許可の審査

1 許可の判断基準

警察署長等は、許可をしようとするときは、許可対象別具体的判断基準(別記) に沿って審査を行わなければならない。

なお、行政手続法の規定により申請が警察署に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、同法がその処分をするまでに通常要すべき標準的な処理期間及び審査基準の公表を義務付けている趣旨を理解し、申請書の提出があった場合においては、判断基準に従った適正な審査を行い、不備により補正を要するときは、申請者に対し速やかに対応することとする。

2 許可の期間及び件数

(1) 許可の期間

道路使用を無制限に行わせることは、道路の効用を害し、一般交通に著しい影響を及ぼすこととなるため、許可に期間を設けることは必要なことであり、その場合、行為の目的、場所、方法又は形態と一般交通の実態等を総合的に勘案して交通管理上必要最小限の期間とすること。

なお、許可の期間については、別表第1を基準とする。

(2) 許可の件数(単位)

許可は、原則として道路を使用する一つの行為について一件の許可として扱う。 この場合において、一つの行為とは、意思の主体、目的、時間、場所、方法又は 形態がそれぞれ一つであるものをいう。ただし、形式的には二つ以上の行為に当 たるものであっても、同一の申請者が同一の警察署管内の場所的に近接した道路 において、時間的に連続して同一の行為を行う場合又は同一の申請者が同一目的 で二つ以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされるときは、例外的に包括して一件の許可として取り扱うことができる。

なお、許可の件数(単位)については、別表第1を基準とする。

3 交通部長に対する上申

警察署長等は、交通部長が定める次の事項に係る許可の申請又は道路管理者から 法第80条に基づく協議を受理した場合においては、道路使用の許可等について(第 2号様式)により、許可前に意見を付して交通部長に上申するものとする。

なお、アからウまでについては、警察本部長が警察庁交通規制課長に対して協議 しなければならない行為となっていることから、主催者側の計画段階における情報 を収集するとともに、交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)との連絡 を密にした対応を図るものとする。

- ア 新たに主要幹線道路(国道及び主要地方道)を使用して行う路上競技、祭典、 パレード等の新規行為
- イ 二つ以上の都道府県の管轄にわたるマラソン、ロードレース等
- ウ 競技の名称に国際大会、日本選手権等の語句が冠されているマラソン、自転 車ロードレース等又は開催地が都道府県持ち回り方式により毎年変更されるマ ラソン、自転車ロードレース等
- エ 主要幹線道路(高速道路及び自動車専用道路を除く。)、都市(町)中心部の繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事、祭典、集団行進、各種路上競技等で、道路の使用範囲が片側車線又は道路全体に及び一車線規制、通行止め等により著しく交通の妨害となるおそれのあるもの
- オ 高速道路及び自動車専用道路における通行禁止を必要とする工事
- カ アーケード及び上空通路の設置
- キ 二つ以上の警察署管内にわたり、又は二つ以上の公安委員会の管轄にわたって行われる街頭宣伝等
- ク 道路管理者の道路情報板、監視用テレビ、車両感知器等の設置工事
- ケ 電線類の地中化工事又はケーブルボックスの埋設工事
- コ その他新しい形態の道路使用の行為

4 条件の付与

警察署長等は、許可の申請があった場合において、法第77条第2項及び第3項の規定により必要な条件を付与するときは、対象行為の内容、道路状況、交通状況等を勘案し、別記の判断基準に照らして適正かつ妥当な具体的条件を付与することとし、付与する条件は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な最小限度のものに限られ、申請者に加重な負担を強いるものであっ

てはならない。

なお、道路の片側部分を使用して行われる道路工事等に際しては、施工業者、道路管理者等が工事用信号機を設置しての交通誘導等を行う場合があるが、同信号機については、公安委員会が設置する信号機ではないことから、交通整理の効力を有せず、かつ、法第76条第1項による信号機類似の工作物の設置の禁止等の趣旨から、交通誘導員の手足としての補助的装置として使用する以外は、これの使用は認めないこととしているので、誘導員の配置を前提とした適切な条件を付与するものとする。

5 一部不許可又は不許可処分

警察署長等は、許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。ただし、許可、不許可の判断は法に明文をもって規定されていることから、この規定によって処理しなければならず、更にその判断はあくまでも交通上の支障の有無によって行われるべきであり、それ以外の判断要素を加えることは厳に慎まなければならないことに留意する。

なお、一部不許可又は不許可処分を行うに当たっては、行政手続法により、相手 方に対して書面による処分理由の提示を行うとともに、行政不服審査法(平成26 年法律第68号)に定める不服申立て等について教示し、後日同申立て及び取消訴 訟の提起がある場合に備えて処分の適法性を疎明しておかなければならない。

第6 道路使用許可証の作成、交付等及び手数料の徴収

- 1 道路使用許可証の作成
- (1) 道路使用許可証(以下「許可証」という。)は、申請書の「道路使用許可証欄」 への記載及び押印により作成する。この際、許可月日を道路使用許可申請処理台 帳(第3号様式)に記載しておく。
- (2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証に割印又は契印をする。
- (3) 許可証には、行政不服審査法第82条の規定に基づく教示事項を必ず記載する。
- 2 許可証の交付
- (1) 許可証は、申請者本人に交付する。
- (2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を許可証(副本)の余白に記載し、処理のてん末を明らかにしておく。
- 3 許可証の再交付

許可証の交付を受けた者から、法第78条第5項に規定する許可証の再交付申請を受けたときは、施行規則第12条に定める様式により受理することとし、これを審査の上、許可証の再交付を行うものとするが、亡失又は滅失を理由とする再交付申請以外の申請に対しては、新たな許可証の提出を受けることとする。

4 手数料の徴収

許可の申請(再交付を含む。)に係る手数料の徴収は、山梨県警察関係手数料条例(平成12年山梨県条例第36号)第12条の規定に基づき、当該許可申請時に申請者から徴収する。この場合、「国若しくは地方公共団体又はこれに準ずるものが公益上の目的をもってする行為に係る許可に関する事務」については、当該手数料を免除することができるとされているが、手数料の免除に当たっては、道路使用許可に伴う手数料免除の解釈運用について(昭和59年4月1日付け、甲通達(交企)第18号)に沿った適正な取扱いを行うこととする。

第7 許可証の記載事項変更届出の受理

許可証の交付を受けた者が法第78条第4項の規定に基づき、道路使用許可記載事項変更届を提出した場合は、次の事項を審査し、行為の同一性が認められるときは当該許可証へ変更に係る事項を記載し、同一性が認められない、又は同一性を失わせるようなものであるときは、警察署長等が新たな判断を加える必要が生ずることとなるため、新たに別個の許可の申請を行うよう教示する。

- (1) 許可の申請者
- (2) 許可に係る道路使用の範囲及び方法
- (3) 許可に係る日時の道路又は交通の状況

第8 法第80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定による道路管理者からの協議は、次によるものとする。

- (1) 警察署長等は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、 別記の判断基準に準拠して当該工事等の時期及び方法並びに工事等を行う場合に おける道路交通に対する措置について検討し、必要な意見を付して道路工事等協 議書(第4号様式)により回答すること。
- (2) 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、文書による協議に要する期間内に終了する工事等に限り、口頭による協議を受理して回答を行うことができ、これ以外の場合は、事後速やかに文書による協議を受けて回答することとする。

第9 許可条件等の変更

法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続及び法第80条の規定による 道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更の手続は、次によるもの とする。

(1) 法第77条第4項に規定する許可条件の変更の手続

許可条件を変更し、又は新たに条件を付与する特別の必要性が生じたときは、 その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可の条件変更等通知書(第5号様 式)を申請者に交付するとともに、道路使用許可申請処理台帳にその経過を記載 すること。この場合において、法第78条第2項の規定に係る申請の許可条件の変更については、あらかじめ道路管理者に対し道路使用許可の条件変更等連絡書 (第6号様式)を送付すること。

(2) 法第80条に規定する道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更手続

警察署長等は、協議成立後において協議内容を変更する必要が生じたときは、 道路管理者に対し速やかに道路工事等協議事項変更等通知書(第7号様式)によ り通知するとともに、変更に係る事項について再協議すること。

第10 許可の取消し等

法第77条第5項の規定に基づき、警察署長等が行う許可の取消し又は効力の停止 の手続については、次によるものとする。

- (1) 許可条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合における許可の取消し又は効力の停止の処分を行う場合は、道路使用の対象、方法、期間、道路交通環境、条件違反の内容、社会的反響等により具体的に検討することとなるが、おおむね道路使用許可の取消し・効力停止の処分基準(別表第2)に従って行うこと。この場合、弁明通知書(第8号様式)を相手方に交付し、当該処分に係る者又はその代理人から当該条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成した上、当該処分の理由を明らかにしておくこと。
- (2) 許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係るものに対し道路使用許可の取消し・効力停止通知書(第9号様式)を交付するとともに、許可の取消しに当たっては、既に交付してある許可証を返納させること。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可の取消し・効力停止連絡書(第10号様式)を速やかに道路管理者に送付すること。

なお、許可の取消し処分を行った場合は、直ちに道路使用行為を中止させ、速 やかに道路を原状に回復する措置を講じさせることとし、効力の停止処分を行っ た場合においては、道路使用行為の中止とともに必要な保安要員を配置させ、事 故防止等に当たらせること。

(3) 許可の取消し又は効力の停止処分を行った場合は、道路使用の許可の取消し・ 停止処分の結果報告(第11号様式)に相手方に交付した弁明通知書等関係書類 の写しを添付し、交通部交通規制課長を経由して警察本部長宛てに報告するもの とする。

第11 許可後の現場管理

警察署長等は、道路使用の許可事項及び許可条件の遵守状況、原状回復状況等について調査及び確認をしなければならない。この場合において、許可条件違反、法令違反等を認めたとき、又は道路の原状回復措置が執られず、措置不十分により交通の安全と円滑に支障があると認めたときは、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を確保するための必要な措置を講ずるなど、許可後における現場管理を徹底し、道路使用の適正確保を推進することとする。

第12 事務の委託

- 1 山梨県交通安全活動推進センターへの委託
- (1) 警察署長は、第11の許可後の現場管理を効果的に推進するため、法第77条 第1項の規定による許可に関する道路又は交通の状況についての調査のうち、次 の事項について山梨県交通安全活動推進センター(以下「センター」という。) に業務委託することとする。
 - ア 道路使用の許可の内容及び許可に付された条件の履行状況の確認
 - イ 道路使用の許可期間が満了した後の原状回復措置の状況の確認
- (2) 警察署長は、センターに対し、(1) の業務を委託する場合においては、山梨県交通安全活動推進センターに委託する道路使用の許可に関する調査業務事務処理要領(平成11年3月10日付け、通達(交規)第9号)に基づき行うものとする。
- 2 警察署長の措置

警察署長は、1によりセンターに業務委託した場合において、許可条件の不履行等に係る調査結果を受理した場合には、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必要な警察措置を速やかに講ずることとする。

第13 関係者からの協議の受理及び取扱い

1 他の警察署長等からの協議

警察署長等は、他の警察署長等から自署の管轄における許可行為に関する協議を 受けたときは、必要な調査を行い、許可条件その他意見を付して当該警察署長等に 回答する。

2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議

警察署長等は、道路の管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、別記の判断基準に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を道路占・使用許可協議書により、当該道路管理者に回答する。

第14 道路工事又は作業の事前調整

1 警察署長等は、道路交通の安全及び円滑並びに道路使用の適正化を図るため、大 規模な道路工事等その他著しく交通の妨げとなる道路の使用について事前に調整し なければならない。 2 1の調整を行うため、道路における工事等を定期的又は頻繁に行う公益事業者、道路管理者、建設業者等及び祭典、各種路上競技等大規模な道路使用行為を定期的に行う者を構成員とする道路使用調整会議の設置を推進する。

第15 道路工事における交通事故発生報告

警察署長等は、道路使用許可に係る工事現場において交通事故(人身事故)が発生 したときは、交通事故発生報告により、速やかに交通部交通規制課長を経由して交通 部長宛てに報告するものとする。